

飯島賢二の『恐縮ですが・・・一言コラム』

第 170 回 こんなこともできる！～法人税等の申告期限の延長の特例

2006.10.8

法人税等の申告期限は、原則として決算後 2 ヶ月以内と決まっている。申告期限を守らないと、大変に高額な**無申告加算税**（国税・納付すべき税額の 15%）や**不申告加算金**（地方税・同 15%）が課されてしまうので注意が必要である。

しかし、申告書が完成するのが申告期限ギリギリになってしまう場合は時々あること。これが稀であれば良いのだが、事業形態やビジネス上の都合等により毎年のように申告期限ギリギリになってしまう会社があったり、債権や債務にトラブル等を抱え、あらかじめ申告期限内に正確な申告ができないことが予想される場合もあり得ることである。

こんな時どうしたらいいのだろうか？

そのような場合、「申告期限の延長の特例を受ける」という手があること、今回のコラムでお伝えしたい。この特例は、適用を受けようとする事業年度の終了日までに、「申告期限の延長の特例の申請」を所轄の税務署等に提出することで申告期限を 1 ヶ月延長することが可能な制度である。

通常、この特例は上場企業等が「会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由により決算が確定しない場合」に受けることができる制度だが、「その他これに類する理由」のひとつとして「事業年度終了の日から 3 カ月以内に株主総会を開催する旨を定めている法人」も含まれることになっている。つまり、定款に「事業年度終了の日から 3 カ月以内に株主総会を開催する旨」を追加すれば、上場企業でなくても特例を受けることができるということになる。

この特例を受けた場合、通常は、本来の納税期限（決算後 2 ヶ月以内）から納税された日までの期間に応じて、利子税が課されてしまう。しかし、たとえば、決算後 2 ヶ月以内に納税額を見積もって多めに予定納税しておけば、当然無申告加算税等は回避できるし、**利子税**もかからずすむ。時折、へんな税理士に引っかかると、良くやる手は、期限内にとりあえずの確定申告をしておいて、正式に決算がすんでから修正申告をやるパターンがある。これは似て非なるもの、本末転倒で邪道である。無申告加算税等はかからないが**延滞税**や**加算金**、場合によっては**過少申告加算税**等がしっかりついてくる。

あくまでも申告は申告期限までに行うのが基本である。今回紹介した例は、「特例」つまり例外である。しかし、最近の事例では、上場を目指して監査法人がレビューに入り、やむを得ず特例の申請をしたり、決算期を変更したり...なんて例も少なくない。事情によっては、このような方法もあると覚えておいても損ではないかもしれない。

(IKG ホームページ、『IKG 税務ニュース』サイト参照、2006 年 09 月 28 日 更新)